

# 認定看護師教育基準カリキュラム

(特定行為研修を組み込んでいる教育課程:B課程教育機関)

## 分野:感染管理

平成 31 年 3 月作成

令和 3 年 3 月改正(共通科目及び特定行為研修区分別科目のみ)

令和 4 年 1 月下線部修正・追記(共通科目のみ)

### (目的)

1. 感染管理分野において、個人、家族及び集団に対して、医療関連感染予防のための高度な管理力及び高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力を育成する。
2. 感染管理分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力を育成する。
3. 感染管理分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行える能力を育成する。
4. 感染管理分野において、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。

### (期待される能力)

1. 施設及び地域の状況进行评估し、医療関連感染予防・管理システムを組織的かつ戦略的に構築し推進することができる。
2. 施設の状況にあわせた医療関連感染サーベイランスを実践できる。
3. 感染リスクの高い患者あるいは感染徴候のある患者を多角的に捉え、臨床推論力と病態判断力に基づいた実践により、感染症の進行や重症化を予防し回復を促進することができる。
4. 感染管理分野において役割モデルを示し、看護職への指導、看護職等へのコンサルテーションを行うことができる。
5. より質の高い医療を推進するため、多職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとして役割を果たすことができる。
6. 医療等を提供する場で働くあらゆる人々や患者とその家族に対し、倫理的配慮を行いながら医療関連感染予防と管理、抗菌薬の適正使用等における実践ができる。

### (コアとなる知識・技術)

1. 施設及び地域の医療関連感染の予防・管理システムの構築のための知識・技術
2. 医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠进行评估し、ケアの改善に活用するための知識・技術
3. 医療関連感染サーベイランスの立案・実施・評価のための技術
4. 身体所見を病態判断し、感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与ができる知識・技術

## 教科目一覧

科目名	教科目名	時間数*		
共通科目	1. 臨床病態生理学	40	380	
	2. 臨床推論	45		
	3. 臨床推論:医療面接	15		
	4. フィジカルアセスメント:基礎	30		
	5. フィジカルアセスメント:応用	30		
	6. 臨床薬理学:薬物動態	15		
	7. 臨床薬理学:薬理作用	15		
	8. 臨床薬理学:薬物治療・管理	30		
	9. 疾病・臨床病態概論	40		
	10. 疾病・臨床病態概論:状況別	15		
	11. 医療安全学:医療倫理	15		
	12. 医療安全学:医療安全管理	15		
	13. チーム医療論(特定行為実践)	15		
	14. 特定行為実践	15		
	15. 指導	15		
	16. 相談	15		
	17. 看護管理	15		
専門科目	認定看護分野専門科目	1. 感染管理学	15	195
		2. 疫学・統計学	30	
		3. 微生物学	30	
		4. 医療関連感染サーベイランス	45	
		5. 感染防止技術	30	
		6. 職業感染管理	15	
		7. 感染管理指導と相談	15	
		8. 洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・マネジメント	15	
専門科目	特定行為研修区分別科目	1. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22	61
		2. 感染に係る薬剤投与関連	39	
演習・実習	統合演習	15	165	
	臨地実習	150		
合計時間数			801	

\*認定看護師教育基準カリキュラムでは45分を1時間とみなす「みなし時間」を適用している。特定行為研修は60分を1時間とする「実時間」を適用しているが、該当教科目の時間数は全て「みなし時間」で設定し表記している。

■共通科目

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 <sup>※1</sup> 評価方法 <sup>※2</sup>	時間数
1.臨床病態生理学	1) 臨床解剖学・臨床病理学・臨床生理学を学び、病態生理学的変化を判断するための知識を習得する。 2) 演習を通し、病態生理学的変化を判断するための知識を深める。	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1) 臨床解剖学 2) 臨床病理学 3) 臨床生理学	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	40
2.臨床推論	1) 症候学、臨床検査・画像検査、臨床疫学を学び、演習を通して臨床推論に必要な知識を習得する。	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1) 診療のプロセス 2) 臨床推論(症候学を含む)の理論と演習 3) 各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/ 病理検査/微生物学検査/ 生理機能検査/その他の検査 4) 画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線検査/超音波検査/CT・MRI/ その他の画像検査 5) 臨床疫学の理論と演習	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	45
3.臨床推論: 医療面接	1) 医療面接の理論と演習・実習を通して、症状の変化に対応し、身体所見・検査所見から病態を把握する臨床推論のプロセスを理解する。	1) 医療面接の理論と演習・実習	[授業形態] 講義、演習及び実習(医療面接)  [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	15
4.フィジカル アセスメント: 基礎	1) 身体診察の基本手技を理解し、実践できる。	身体診察・診断学(演習含む)を学ぶ 1) 身体診察基本手技の理論と演習・実習 2) 部位別身体診察手技と所見の理論と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/ 胸部/腹部/四肢・脊柱/ 泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/ 神経系	[授業形態] 講義、演習及び実習(身体診察手技)  [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	30
5.フィジカル アセスメント: 応用	1) 小児・高齢者の特徴をとらえたフィジカルアセスメントを理解し、実践できる。 2) 救急医療・在宅医療等の状況に応じたフィジカルアセスメントを理解し、実践できる。	1) 身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 2) 状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	30

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 <sup>※1</sup> 評価方法 <sup>※2</sup>	時間数
6.臨床薬理学: 薬物動態	1)安全確実な薬剤投与を行うため、薬物動態について理解する。	<b>薬剤学、薬理学を学ぶ</b> 1)薬物動態の理論と演習  ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	[授業形態] 講義及び演習(事例を用いた検討を含む)  [評価方法] 筆記試験	15
7.臨床薬理学: 薬理作用	1)安全確実な薬剤投与を行うため、薬物動態を踏まえた薬物の作用機序と、主要薬物の薬理作用・副作用について理解する。	1)主要薬物の薬理作用・副作用の理論と演習  ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	[授業形態] 講義及び演習(事例を用いた検討を含む)  [評価方法] 筆記試験	15
8.臨床薬理学: 薬物治療・管理	1)安全確実な薬剤投与・管理を行うため、主要薬物の相互作用、主要薬物の安全管理・処方について理解する。	1)主要薬物の相互作用の理論と演習 2)主要薬物の安全管理と処方の理論と演習  ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	[授業形態] 講義及び演習(事例を用いた検討を含む)  [評価方法] 筆記試験	30
9.疾病・臨床病態 概論	1)主要疾患の病態と臨床診断・治療を理解する。	<b>主要疾患の臨床診断・治療を学ぶ</b> 1)主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/ 腎泌尿器系/内分泌・代謝系/ 免疫・膠原病系/血液・リンパ系/ 神経系/小児科/産婦人科/精神系/ 運動器系/感覚器系/感染症/ 悪性腫瘍/その他	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	40
10.疾病・臨床病態 概論:状況別	1)状況に応じた臨床診断・治療(救急医療、在宅医療等)を理解する。	状況に応じた(あらゆる年齢・対象を含む)臨床診断・治療を学ぶ 1)救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 2)在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	15
11.医療安全学: 医療倫理	1)実践の場において、対象の人権擁護・知る権利・自律性(自己決定)を尊重した看護を提供するため、医療倫理についての理解を深め、実践活動にどのように反映できるか考察する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1)特定行為実践に関連する医療倫理	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	15

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学べき事項】に記載の学習内容)	授業形態 <sup>※1</sup> 評価方法 <sup>※2</sup>	時間数
12.医療安全学: 医療安全管理	1) 医療現場における安全管理をめぐり取り組みの経緯、医療事故発生メカニズムについて理解する。また、実践の場において、看護職者及び他職種との連携を図り、医療事故を防止するための情報収集・分析・対策立案・評価・フィードバックを実践する能力を習得する。 2) 提供するケアの質保証について理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ  1) 特定行為実践に関連する医療管理、医療安全、ケアの質保証(Quality Care Assurance)を学ぶ ①医療管理 ②医療安全 ③ケアの質保証	[授業形態] 講義、演習及び実習(医療安全)★  [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	15
13.チーム医療論 (特定行為実践)	1) 質の高い医療・看護の効果的・効率的な提供に向けたチーム医療の推進について考察する。また、多職種協働の課題及び集団や組織の目標・課題を達成する上で必要なリーダーシップについて理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ  1) 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践(Inter Professional Work (IPW))(他職種との事例検討等の演習を含む)を学ぶ ①チーム医療の理論と演習 ②チーム医療の事例検討 ③コンサルテーションの方法 ④多職種協働の課題	[授業形態] 講義、演習及び実習(チーム医療)★  [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	15
14.特定行為実践	1) 特定行為実践のための関係法規を理解する。特定行為の実践に向け、根拠に基づいた手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後に再評価するプロセスについて理解する。また、特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程を理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ  1) 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ①特定行為関連法規 ②特定行為実践に関連する患者への説明と意思決定支援の理論と演習 2) 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ ①手順書の位置づけ ②手順書の作成演習 ③手順書の評価と改良	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験	15

★「12.医療安全学:医療安全管理」と「13.チーム医療論(特定行為実践)」の実習は、医療安全及びチーム医療の実習について、いずれか一方又は両方を行うものとする。

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 <sup>※1</sup> 評価方法 <sup>※2</sup>	時間数
15.指導	1) 組織内外の看護職者に対して、実践を通して知識・技術を共有し、相手の能力を高めるための指導能力を習得する。	1) 生涯教育と生涯学習 2) 成人学習者への教育 3) 教材観(主題観)、対象者観、指導観 4) 学習指導案の作成・発表	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験・レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。	15
16.相談	1) 対象及び組織内外の看護職者や他職種などに対してコンサルテーションを行う際の知識や方法論について習得する。さらに、自らの役割と能力を超える看護が求められる場合には、自ら支援や指導を受けることの重要性について理解する。	1) コンサルテーションの概念 2) コンサルテーションの方法 3) コンサルテーションの実際	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験・レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。	15
17.看護管理	1) 看護専門職として必要な看護管理に関する基本的知識・技術を理解し、実践の場において質の高い看護サービスを効果的・効率的に提供するための戦略や実践のアウトカム評価について検討する。	1) ヘルスケアシステムの構造と現状 2) 看護サービスの質管理 3) 組織における認定看護師の位置づけと役割の明確化 4) 看護実践のアウトカム評価	[授業形態] 講義及び演習  [評価方法] 筆記試験・レポート等による評価のいずれでもよい。	15

※1 「演習」: 講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。

「実習」: 講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業をいうこと。実習室(学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場)や、医療現場(病棟、外来、在宅等)で行われること。ただし、単に医療現場にいるだけでは、実習として認められないこと。

※2 全ての共通科目(「指導」「相談」「看護管理」を除く)において筆記試験を行うとともに、実習を行う科目については構造化された評価表を用いた観察評価を行うものとする。

上記は「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について(令和元年5月7日付け医政発0507第7号厚生労働省医政局通知)より引用。

特定行為研修の詳細については厚生労働省のホームページで確認のこと。

■専門科目・統合演習・臨地実習

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	1.感染管理学	<p>1) 医療関連感染の予防・管理の歴史と変遷について理解できる。</p> <p>2) 新興・再興感染症、輸入感染症について理解できる。</p> <p>3) 感染管理認定看護師の役割と機能(多職種との連携、地域連携等を含む)について理解できる。</p> <p>4) 医療関連感染予防・管理システムを組織的かつ戦略的に構築、推進し、運用、評価、改善を実践するための一連のプロセスが理解できる。</p> <p>5) 感染管理認定看護師の役割と機能を発揮するための姿勢や手法について理解できる。</p> <p>6) 感染管理の視点から、施設及び地域と協働してパンデミックや災害等の緊急事態を想定した準備、対応が理解できる。</p> <p>7) 医療関連感染の予防と管理に関する政策や診療報酬制度について理解できる。</p> <p>8) 医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、学校保健安全法、予防接種法、検疫法等の関係法規・制度の種類とその内容について理解できる。</p>	<p>1) 医療関連感染予防・管理概論</p> <p>(1) 医療関連感染予防・管理の歴史と変遷</p> <p>(2) 新興・再興感染症、輸入感染症の理解</p> <p>2) 感染管理認定看護師の役割</p> <p>(1) 感染管理認定看護師の役割と機能</p> <p>※医療関連感染予防・管理システムを組織的かつ戦略的に構築、推進し、運用、評価、改善を実践するための一連のプロセスを含む。</p> <p>(2) 感染管理認定看護師の活動の実際</p> <p>※多職種との連携、地域連携、在宅医療、保健福祉施設等の施設外での活動を含む。</p> <p>(3) パンデミック、災害における感染管理認定看護師の役割</p> <p>3) 医療提供システム</p> <p>(1) 政策と診療報酬</p> <p>(2) 関係法規</p> <p>① 医療法</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>③ 学校保健安全法</p> <p>④ 予防接種法</p> <p>⑤ 検疫法 等</p>	15

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	2.疫学・統計学	1) 医療関連感染の予防と管理に必要な統計学の基礎知識を理解できる。 2) 医療関連感染の予防と管理に活用するための疫学の知識を理解できる。 3) アウトブレイク対応の具体的な手法を理解できる。 4) サーベイランスデータの分析及び活用方法について理解できる。	1) 医療関連感染予防・管理の基礎となる統計学 (1) 変数の種類と特徴 (2) 記述統計 ①度数分布表とヒストグラム ②中心傾向:平均値、中央値、最頻値 ③分布:範囲、パーセンタイル、標準偏差、正規分布とゆがんだ分布、箱ひげ図 (3) 推測統計 ①点推定、区間推定 ②仮説検定の手法(感染予防と管理に頻用するパラメトリック検定とノンパラメトリック検定:t検定、カイ2乗検定) 2) 医療関連感染予防・管理のための疫学・統計学 (1) アウトブレイク調査・介入に関する基本的な考え方と手順 (2) サーベイランスの活用	30
	3.微生物学	1) 病原微生物の分類と特徴が理解できる。 2) 医療関連感染で問題となる微生物について理解できる。 3) 薬剤耐性獲得のメカニズムが理解できる。 4) 薬剤耐性菌の種類と特徴について理解できる。 5) 感染症の検査概要及び感染症の検体の取り扱い等について理解できる。 6) 基本的な微生物学検査の意義・実施方法・解釈の方法について理解し、実践できる。	1) 微生物の基礎知識 (1) 病原微生物の分類と特徴(細菌、ウイルス、原虫、寄生虫、その他) (2) 医療関連感染で問題となる微生物 (3) 薬剤耐性獲得のメカニズム (4) 薬剤耐性菌の種類と特徴 2) 感染症検査 (1) 細菌グラム染色 (2) 細菌分離培養及び同定検査 (3) 遺伝子検査 (4) 免疫・血清学的検査 (5) 適切な検体の採取方法と扱い (6) 検査の感度と特異度 等 3) 微生物検査技術(演習) (1) 細菌グラム染色 (2) 細菌分離培養及び同定検査 (3) 薬剤感受性試験	30



教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	4.医療関連感染 サーベイランス	1) 医療関連感染サーベイランスの概念について理解できる。 2) 医療関連感染サーベイランス・プログラムの計画・実施・評価について理解し、実践できる。 3) 代表的な医療関連感染サーベイランスの種類と具体的手法について理解し、実践できる。 4) 所属施設における医療関連感染サーベイランス・プログラムを立案できる。	1) 医療関連感染サーベイランス概論 (1) サーベイランスの定義・目的 (2) サーベイランスの種類 (3) サーベイランス実施に向けた施設のアセスメント (4) サーベイランス・プログラムの要素と実施方法 ① 分母・分子の考え方 ② リスク調整 等 (5) サーベイランスの評価・分析及びフィードバック (6) 国内外のサーベイランスシステム 2) 医療関連感染サーベイランス各論 (1) 侵襲的器具・処置に関連するサーベイランス(血流感染、尿路感染、肺炎、手術部位感染 等) 3) 医療関連感染サーベイランスの活用 (1) プロセスサーベイランス (2) 微生物サーベイランス(薬剤耐性菌などの主要微生物) (3) 感染症サーベイランス( <i>Clostridioides difficile</i> 感染症、結核 等) (4) 症候群サーベイランス 4) 所属施設で実践する医療関連感染サーベイランス・プログラムの立案	45
	5.感染防止技術	1) ガイドライン等で推奨されている感染予防策の内容及び科学的根拠について理解できる。 2) 科学的根拠に基づいて実施が推奨される感染予防策のアドヒアランスを向上するための取り組みについて理解し、実践できる。 3) 特有の感染リスクを有する部門において、ガイドライン等で推奨されている感染予防策の内容及び科学的根拠について理解できる。 4) 科学的根拠に基づいた医療関連感染予防・管理に必要な情報収集と分析の方法を理解し、実践できる。 5) 医療関連感染予防・管理に関する科学的根拠をもとに実践しているケアを感染管理の視点で評価し、改善/向上のためのプログラム立案について理解し、実践できる。	1) 標準予防策 2) 感染経路別予防策 3) 侵襲的処置別感染予防策 (1) 血流感染 (2) 尿路感染 4) 肺炎予防策 5) 手術部位感染予防策 6) 薬剤耐性菌対策 7) 部門別予防策(集中治療部門、手術部門、救急部門、外来部門、移植部門、小児・新生児部門、透析部門等) 8) 地域における予防策(在宅医療、保健福祉施設 等) 9) 科学的根拠に基づいた医療関連感染の予防と管理に必要な情報収集と分析 (1) 日本語及び英語文献の検索方法と批判的吟味 (2) 感染予防策の有効性に関する科学的根拠の検索方法とエビデンスレベルに関する判断方法 (3) 医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠の評価方法 10) 所属施設の感染防止技術のプログラム立案	30

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	6.職業感染管理	1) 職業感染管理の目的が理解できる。 2) 労働安全衛生教育の必要性が理解できる。 3) 職業感染の原因となる微生物の特徴が理解できる。 4) 職業感染の予防策を理解できる。 5) 実践している職業感染の予防策を感染管理の視点で評価し、改善/向上のためのプログラム立案について理解し、実践できる。	1) 労働安全衛生 2) 職業感染予防・管理(ワクチンプログラムを含む) (1) 血液媒介病原体による針刺し・切創・皮膚粘膜曝露の予防と曝露後対応(ヒト免疫不全ウイルス、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス 等) (2) 流行性ウイルス感染症の疾患の理解と予防、曝露後の対応(麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎、インフルエンザ 等) (3) 結核の予防と曝露後対応 (4) その他の感染症の予防と曝露後対応(感染性胃腸炎、流行性角結膜炎、疥癬 等) 3) 所属施設の職業感染管理プログラムの立案	15
	7.感染管理指導と相談	1) 医療関連感染の予防と管理に関する指導・相談の実際について理解できる。 2) 施設内外の医療関連感染の予防と管理に関して行動を変容できるための具体的な方策について理解できる。 3) 施設内外における医療関連感染の予防と管理に関する指導プログラムの立案・実施・評価について理解し、実践できる。 4) 医療関連感染の予防と管理等に関する相談システムの構築方法について理解できる。 5) 施設内外における医療関連感染の予防と管理等に関する相談システムについて、感染管理の視点で評価し、改善/向上のためのプログラム立案について理解し、実践できる。	1) 施設内外における指導・相談の実際 2) 医療関連感染の予防と管理に関する施設内外での指導 (1) 施設のアセスメント (2) 指導計画の立案と評価 (3) 感染予防・管理に関する指導案の作成と模擬授業 3) 医療関連感染の予防と管理に関する施設内外での相談 (1) 相談システムの構築 (2) 施設内外からの相談対応に関する事例検討(看護倫理を踏まえた上で事例について検討する) (3) 所属施設の感染管理相談プログラムの立案  ※医療等を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対する指導、相談を含む。 ※地域連携、在宅医療、保健福祉施設等の施設外での活動を含む。	15

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	8.洗浄・消毒・滅菌と ファシリティ・マネジ メント	1) 洗浄・消毒・滅菌の原則 について理解できる。 2) ファシリティ・マネジ メント(施設管理)の原則と実際 について理解できる。 3) 洗浄・消毒・滅菌とファシリ ティ・マネジメントについ て感染管理の視点で評価 し、改善/向上のためのプ ログラム立案について理 解し、実践できる。	1) 洗浄・消毒・滅菌の原則と実際 (1) 洗浄・消毒の原則と実際 (2) 滅菌の原則と実際及び滅菌物の取り扱い (3) 特定の部門における洗浄・消毒・滅菌の実際(中 央材料部門、内視鏡室 等) 2) ファシリティ・マネジメントの原則と実際 (1) ファシリティ・マネジメントの原則と実際(廃棄物、 給食、空調、水、清掃、リネン管理) (2) 建築・改築時のリスクアセスメント 3) 所属施設の洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・マネジメ ントのプログラム立案	15

教科目(特定行為名)		概要	単元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
特定行為研修区分別科目 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	共通して学ぶべき事項	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正	1) 循環動態に関する局所解剖 2) 循環動態に関する主要症候 3) 脱水や低栄養状態に関する主要症候 4) 輸液療法の目的と種類 5) 病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 6) 輸液時に必要な検査 7) 輸液療法の計画	22	[授業形態] 講義及び演習実習 [評価方法] 筆記試験 各種実習の観察評価
	特定行為として学ぶべき事項	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、栄養状態等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。 2) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等)及び検査結果(電解質等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。	1) 低栄養状態に関する局所解剖 2) 低栄養状態の原因と病態生理 3) 低栄養状態に関するフィジカルアセスメント 4) 低栄養状態に関する検査 5) 高カロリー輸液の種類と臨床薬理 6) 高カロリー輸液の適応と使用方法 7) 高カロリー輸液の副作用と評価 8) 高カロリー輸液の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9) 低栄養状態の判断と高カロリー輸液のリスク(有害事象とその対策等) 10) 高カロリー輸液に関する栄養学	
	特定行為として学ぶべき事項	脱水症状に対する輸液による補正	1) 脱水症状に関する局所解剖 2) 脱水症状の原因と病態生理 3) 脱水症状に関するフィジカルアセスメント 4) 脱水症状に関する検査 5) 脱水症状に対する輸液による補正に必要な輸液の種類と臨床薬理 6) 脱水症状に対する輸液による補正の適応と使用方法 7) 脱水症状に対する輸液による補正の副作用 8) 脱水症状に対する輸液による補正の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9) 脱水症状の程度の判断と輸液による補正のリスク(有害事象とその対策等)		

教科目(特定行為名)		概要	単 元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
特定行為研修区分別科目	共通して学ぶべき事項	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	1) 感染症の病態生理 2) 感染症の主要症候と主要疾患 3) 感染症の診断方法 4) 主要感染症の診断方法 5) 主要疾患のフィジカルアセスメント ※1)～5)の学習内容に下記を含む (1) 循環器・血流感染(静脈カテーテル関連感染、感染性心内膜炎を含む) (2) 尿路感染(尿路カテーテル感染を含む) (3) 呼吸器感染(医療関連肺炎、人工呼吸器関連肺炎、市中肺炎、結核を含む) (4) 中枢神経系感染(髄膜炎を含む) (5) 皮膚、骨、軟部組織感染 (6) 消化器感染( <i>Clostridioides difficile</i> 感染を含む) (7) 性感染症 (8) 肝炎 (9) HIV/AIDS	39	[授業形態] 講義及び 演習実習  [評価方法] 筆記試験 各種実習の 観察評価
	特定行為に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(尿混濁の有無、発熱の程度等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、感染徴候時の薬剤を投与する。 2) 1) 抗生剤の種類と臨床薬理 3) 各種抗生剤の適応と使用方法 4) 各種抗生剤の副作用 ※1)～3)の学習内容に下記を含む (1) βラクタム薬 (2) 非βラクタム薬 (3) 抗MRSA薬 (4) その他の抗生剤 (5) 腎機能の評価とTDM (6) 抗生剤予防投与の考え方 5) 感染徴候がある者に対し使用するその他の薬剤の種類と臨床薬理 6) 感染徴候がある者に対し使用するその他の各種薬剤の適応と使用方法 7) 感染徴候がある者に対し使用するその他の各種薬剤の副作用 8) 病態に応じた感染徴候がある者に対する薬剤投与の判断基準(ペーパーシミュレーション含む) 9) 感染徴候がある者に対する薬剤投与のリスク(有害事象とその対策等)		

- ※3 「演習」：講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。
- 「実習」：講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業をいうこと。実習室（学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場）や、医療現場（病棟、外来、在宅等）で行われること。ただし、単に医療現場にいるだけでは、実習として認められないこと。
- ・実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこと。
  - ・患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。なお患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。
  - ・患者に対する実技を行う実習の際には、1例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い、2例目からは、指導者の指導監督下で行う。次第に指導監督の程度を軽くしていく（指導者の判断で実施）ことが望ましいこと。
- ※4
- ・全ての区分別科目において筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価を行うとともに、一部の科目については実技試験（OSCE: Objective Structured Clinical Examination（臨床能力評価試験））を行うものとする。
  - ・実技試験（OSCE）が必要な区分別科目においては、患者に対する実技を行う実習の前に、実技試験（OSCE）を行うこと。
  - ・区分別科目における実習の評価は、構造化された評価表（Direct Observation of Procedural skills (DOPS) 等）を用いた観察評価を行うこと。また、構造化された評価表を用いた観察評価では、「指導監督なしで行うことができる」レベルと判定されることが求められること。
  - ・指導者は、特定行為研修における指導に当たっては、受講者にポートフォリオを利用して評価結果を集積し、自己評価、振り返りを促すことが望ましいこと。
  - ・実技試験（OSCE）については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制で行うこと。また筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。

上記は「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について（令和2年10月30日付け医政発1030第4号厚生労働省医政局通知）より引用。

特定行為研修の詳細については厚生労働省のホームページで確認のこと。

教 科 目		教科目のねらい	単 元	時間数
統 合 演 習	統合演習	<p>1) 所属施設における医療関連感染予防・管理システムについて、地域連携等も踏まえたアセスメントが実施できる。</p> <p>2) 所属施設における医療関連感染予防・管理システムについて、具体的課題と対策を明文化することができる。</p> <p>3) 2) で明らかになった課題及び対策を反映したプログラムを立案できる。</p> <p>4) 立案した医療関連感染予防・管理システムを発表できる。</p>	<p>1) 所属施設の医療関連感染予防・管理プログラムの立案 文献検索、講義での学びを基に所属施設における感染管理・予防上の課題を把握・考察し、施設の状況に応じたプログラムを以下の7項目に全てについて立案する。</p> <p>(1) 医療関連感染予防・管理システム (2) 医療関連感染サーベイランス (3) 感染防止技術 (4) 職業感染管理 (5) 感染管理指導 ※地域連携に関わる指導を含む (6) 感染管理相談 ※地域連携に関わる相談を含む (7) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・マネジメント</p> <p>2) 所属施設の医療関連感染予防・管理プログラムの発表</p>	15
	臨地実習	<p>1) 所属施設での感染管理活動に活用できるよう、実習施設における医療関連感染予防・管理プログラムと感染管理担当看護師の役割を理解できる。</p> <p>2) 立案した所属施設の医療関連感染予防・管理プログラム(7項目)を実習施設で一部実践できる。(地域連携、在宅医療、保健福祉施設等の施設外の活動等を含む。)</p>	<p>1) 実習施設における医療関連感染予防・管理プログラムと感染管理認定看護師の役割を理解する。</p> <p>2) 立案した所属施設の医療関連感染予防・管理プログラム(下記の7項目)を実習施設で一部実践する。ただし、(2) 医療関連感染サーベイランスは必ず実践すること。実践できないものについては見学も可能とする。</p> <p>(1) 医療関連感染予防・管理システム (2) 医療関連感染サーベイランス (3) 感染防止技術 (4) 職業感染管理 (5) 感染管理指導 ※地域連携、在宅医療、保健福祉施設等に関わる指導を含む。 (6) 感染管理相談 ※地域連携、在宅医療、保健福祉施設等に関わるコンサルテーションを含む。 (7) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・マネジメント</p> <p>※多職種カンファレンス等への参加等により、多職種の視点の違いやチーム医療・協働についての考察を行う。</p> <p>※在宅療養患者への介入や地域の保健福祉施設等への見学実習等を行うことが望ましい。</p>	150